



島根県報

平成22年3月26日（金）

号外第48号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	（人 事 課）	2
島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	（産 業 振 興 課）	2

公布された条例等のあらまし

◇職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則（規則第18号）

1 規則の概要

管理栄養士の職を新たに設けることとした。（別表関係）

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

◇島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（規則第19号）

1 規則の概要

(1) 設備使用料の新設（別表第1関係）

その他設備器具

	設 備 名	単 位	使用料	備 考
撮影機材	デジタルビデオカメラ(B)	一式1日につき	1,320円	アクセサリキットを含む。
	デジタルビデオカメラ(C)	一式1日につき	1,440円	アクセサリキットを含む。
	デジタルビデオカメラ(D)	一式1日につき	660円	アクセサリキットを含む。

(2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第18号

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員及び職員の職の設置に関する規則（昭和31年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

別表中「作業療法士」を「作業療法士
管理栄養士」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第19号

島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則（平成21年島根県規則第75号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1中「除く。）」の次に「の附属設備」を加え、同表の2中「開発室」の次に「の附属設備」を加え、同表

に次のように加える改正規定中

「

デジタルビデオカメラ	一式 1 日につき	5,040円	
------------	-----------	--------	--

を

」

「

デジタルビデオカメラ(A)	一式 1 日につき	5,040円	
デジタルビデオカメラ(B)	一式 1 日につき	1,320円	アクセサリキットを含む。
デジタルビデオカメラ(C)	一式 1 日につき	1,440円	アクセサリキットを含む。
デジタルビデオカメラ(D)	一式 1 日につき	660円	アクセサリキットを含む。

に改める。

」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。